

平成20年5月19日
北海道洞爺湖サミット
準備会議

北海道洞爺湖サミット開催に伴う交通対策

北海道洞爺湖サミット開催に伴い、各国首脳等の通行の安全と円滑を図るとともに、一般交通の混雑を防止するため、下記の対象期間及び対象地域における自動車交通総量の大幅な削減その他の交通対策が不可欠であることから、関係省庁においては、国民の理解と協力を得つつ、別紙の推進事項その他所要の措置を積極的に実施するものとする。

記

1 対象期間

首脳会議に参加する各国首脳等の来道から離道までの間

2 対象地域

原則として次のとおり

- (1) 洞爺湖町から留寿都村に至る路線及び同路線の周辺地域
- (2) 新千歳空港から道央自動車道、一般国道等を経由して洞爺湖町に至る太平洋側の路線
- (3) 各国首脳等が札幌市内に滞在する場合には、札幌市の一部及び札幌市から札幌自動車道、道央自動車道等を経由して新千歳空港に至る路線

関係省庁における交通対策推進事項

1 各省庁共通推進事項

区 分	推 進 事 項
各省庁共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域に所在する部局における官用自動車の運行抑制 ・対象地域に所在する部局の職員及びその家族に対する自動車利用自粛の呼びかけ ・対象地域における自動車交通の発生を伴う諸行事の抑制 ・所管する団体、事業者等に対する交通総量削減等に関する協力要請

2 省庁別推進事項

区 分	推 進 事 項
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道洞爺湖サミット準備会議の開催 ・各省庁に対する交通総量削減等に関する協力要請
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策に関する政府広報の実施
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道警察による交通規制の実施 ・都道府県警察による交通対策に関する広報の実施
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業株式会社及び信書便事業者に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請 ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・電気通信事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・プレス等サミット関係者の輸送手段の確保 ・来日外国人に対する交通規制内容の周知
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の日程調整等に関する協力要請
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・水道事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請 ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・電気、ガス事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港の利用者に対する自動車利用自粛に関する協力要請 ・道路運送事業者に対する運行調整等に関する協力要請 ・レンタカー事業者に対する利用者への交通規制内容の周知に関する協力要請 ・観光関連事業者に対する交通規制内容の周知に関する協力要請 ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・道路管理者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請 ・道路管理者に対する道路利用者への交通規制内容の周知と交通総量削減の呼びかけに関する協力要請
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者等に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知

平成20年4月10日

警 察 庁

北海道洞爺湖サミット開催に伴う交通対策の概要

各国首脳及び要人（以下「各国首脳等」という。）の通行の安全と円滑を図るとともに、一般交通の混雑を防止するため、次のとおり交通対策を実施する。

記

1 基本方針

交通対策にあつては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限に止めることを基本方針とする。

2 対象期間

首脳会議に参加する各国首脳等の来道から離道までの間とする。

3 対象地域

交通対策を行う対象地域は、原則として次のとおりとする。

- (1) 洞爺湖町から留寿都村に至る路線及び同路線の周辺地域
- (2) 新千歳空港から道央自動車道、一般国道等を経由して洞爺湖町に至る太平洋側の路線
- (3) 各国首脳等が札幌市内に滞在する場合には、札幌市の一部及び札幌市から札幌自動車道、道央自動車道等を経由して新千歳空港に至る路線

4 実施内容

- (1) G8各国首脳の通行時においては、順行直前規制を実施する。また、情勢に応じ、これに加えて逆行規制を行う。
- (2) 首脳会議の会議場、宿舎等の周辺道路については、必要に応じて通行禁止等の規制を行う。
- (3) G8以外の首脳会議については、必要に応じて参加する首脳の通行時における通行規制、会議場周辺における交通規制その他の対策を講ずる。

(4) 以上の措置の円滑な実施を図るためには、対象地域の自動車交通総量を大幅に削減するとともに、道路の通行容量を確保することが不可欠であることから、国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進する。

- 交通規制に関する広報、要請
- 対象地域における自動車利用の自粛や運行調整の要請
- 対象地域への自動車の乗り入れの抑制
- 対象地域を通過する自動車の迂回路への誘導
- 対象地域において道路を使用する工事等の抑制